

特定非営利活動法人ワンワールドワンファミリーホーム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ワンワールドワンファミリーホームという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県高山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は介護、福祉、子育て、教育などに関する事業を行う。

地域全体が誰もが孤独を感じることなく、笑顔でつながる社会の実現、また地域を超えたより広い社会全体の心身の健康促進と幸せな社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 地域安全活動
- 5 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 6 子どもの健全育成を図る活動
- 7 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 通所介護事業
- ② 特定非営利活動に係る人材育成・研修事業
- ③ 地域住民の交流会の開催
- ④ 地域高齢者への訪問事業及び配食事業
- ⑤ 子育て世代との交流
- ⑥ 子育て支援と子育て学習会の開催・子ども、若者への教育活動
- ⑦ 広域地域での交流会の開催・広域地域への各種支援
- ⑧ 暮らし助け合い事業
- ⑨ 老人ホームの設立・運営事業
- ⑩ 訪問介護事業及び介護予防事業・その他の介護事業
- ⑪ 介護をしている方への支援事業

⑫ その他①から⑪までの事業に付帯する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、支援する個人、団体、企業、行政など

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は入会金及び会費を必要としない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 既納の抛出品品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長、専務理事、常務理事は必要に応じて置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前述第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条および、第30条第1項第2号並びに第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (2) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 事業計画・活動予算の変更に関する事項
- (5) 借入金の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人に寄付するものとする。その帰属先は総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人情報入力欄)及びこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	柏倉 美保子
理事	安藤 寿英
理事	向島 聡子
理事	宮西 雅代
理事	神田 眞知子
監事	山田 智久
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人ワンワールドワンファミリーホーム

[illegible]

設立趣旨書

1 趣旨

日本の経済は豊かになったと言われていますが、一方で戦後の貧しい中を耐え抜き、この国の復興を支えてきた高齢者の方が一日中誰とも話さない、ふれあうこともない、孤独な悲しみの中を生きておられる現状があります。

(OECD加盟国の中で、日本は孤立していると回答した人の割合が、群を抜いてトップであり、高齢者の15%が孤立し周囲と交流が全くないと回答しています。)

さらに、認知症の方が90代では約6割となってしまうています。このような孤独な方は過度の飲酒、たばこ、肥満などを抱えるリスクが高まってしまっていると言われています。

子育て世代においても核家族化が進行し、お母さんたちは、子育てを助けてくれたりアドバイスしてくれる人がなく孤立、孤独化しています。

こうした状況の中で「幼児虐待」という深刻な状況も起きています。

「ワールドハピネスレポート」では幸せは「健康・つながり・経済」の3つが幸せの定義とされていますが、日本の幸福度は世界で、2023年が47位、2024年が54位、2025年が55位と年々低下してきています。

家族などと食事を共有する割合も、日本は世界で最も低いと報告されています。これは、全く深刻な状況と言わざるをえません。

私たちはこのような状況を皆で力を合わせ変えていきたいと願っております。まず、地域で孤立している高齢者宅を訪問し、まごころのこもったお弁当をお届けし、昔のお話しなどをお聞きしながら、こころの交流の機会を作り、誰一人孤独な人を作らない社会の実現を目指していきます。

さらに、地域のいろいろな世代の方にも来ていただき、交流餅つき大会、バザー、カフェ、夏祭り等々、様々な世代の方がふれあえるような地域交流事業を行い「心のつながり」による幸せを感じていただけるようにしたいと考えております。また、こうした活動を地域の枠を超えて、広く展開していけたらと考えております。

また、高齢者向けのデイサービスを行います。このデイサービスでは今、世界に注目されている「あおいケア」というケアをお手本として取り入れていきます。「あおいケア」により介護度がどんどん良くなり、健康になっているのです。

一般のデイサービスでは、転倒をしないようにと一日中座って過ごすのが普通ですが、ここでは違います。高齢者の方が主役、高齢者の方が社会資源という考えのもとで、「今、私は社会で本当に必要とされている」一番得意とされることを行われることで「生きていることや毎日が本当に楽しい！」と喜びを見つけ

ていただくことができます。

子育て中のお母さんたちや地域の子どもたちとの交流も行なっていきたいと
思います。さらに職員研修にバリューエデュケーション「価値教育」を取り入れ
ること、シンガポールプログラムを取り入れることで活動を充実させていき
たいと思います。

あらゆる世代の方の孤独が解消され、イキイキ幸せに暮らしていただけるよ
うな活動を展開していきたいと考えております。

このような事業内容の広がりや社会性からも、NPO法人の設立が望ましい
と考えております。

2 申請に至るまでの経緯

<2011年～2023年>名古屋ホームレスの方毎月約200名へ配食サービスを行
う。

<2023年>シンガポール高齢者施設見学会開催

<2024年>富山型デイサービスNPO法人しおんの家見学会の開催

<2025年3月>高齢者施設立ち上げ相談・高齢者福祉学習会

<2025年4月>富山型デイサービスNPO法人しおんの家デイサービス実習

<2025年10月>特定非営利活動法人ワンワールドワンファミリーホーム設立総会

2025年10月26日

特定非営利活動法人ワンワールドワンファミリーホーム

設立代表者

氏名 柏倉 美保子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ワンワールドワンファミリーホーム

1 事業実施の方針

- ・事業の開始に向け研修会や見学、具体的な内容・方法などの協議を行う。
- ・デイサービスの実施のために、市町村・県の方と協議を行う。
- ・サービスの開始にむけて人員確保のための準備、広報などを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
通所介護事業	事業の開始に向け研修会を開催する 人員確保のための準備	(A) 令和8年 1～3月随時 (B) 岐阜県内 (C) 5人	(D) なし (E) なし	0
地域高齢者への訪問事業 及び配食事業	独居の高齢者宅を訪問し、会話などによる心のふれあい、お弁当をお届けして栄養面にも配慮、心身共に健康になっていただく。	(A) 令和8年9月より実施予定 (B) 準備中 (C) 5人	(D) なし (E) なし	0
地域住民の交流会の開催	子ども、親子、お年寄り等々世代は関係なく参加していただき、心触れ合うことのできる交流行事の開催	(A) 令和8年12月より実施予定 (B) 準備中 (C) 5人	(D) なし (E) なし	0
		(A) (B) (C)	(D) (E)	

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ワンワールドワンファミリーホーム

1 事業実施の方針

- ・事業の開始に向け具体的な内容の協議、研修会の開催を行う。
- ・デイサービスの実施のため、市町村へ申請、許可をいただく。
- ・サービスの開始におけて、多くの方に利用いただけるよう広報活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
通所介護事業	高齢者の方で、家に閉じこもりがちな方々に来ていただき、リハビリによる体力増進、ふれあいによる生き甲斐作りを行い、心身の健康増進を図る。	(A) 令和8年7月 ～随時 (B) 岐阜県内 (C) 12名	(D) 介護保険 認定者 (E) 1日当たり 15名	13,390
地域高齢者への訪問事業 及び配食事業	独居の高齢者宅を訪問し、会話などによる心のふれあい、お弁当をお届けして栄養面にも配慮、心身共に健康になっていただく。	(A) 令和8年9月 ～随時 (B) 岐阜県内 (C) 12名	(D) 独居の高 齢者 (E) 月100名	900
地域住民の交流会の開催	子ども、親子、お年寄り等々世代は関係なく参加していただき、心触れ合うことのできる交流行事の開催	(B) 令和8年 12月～随時 (B) 岐阜県内 (C) 15名	(D) 地域の方 (E) 各回70名	500
		(A) (B) (C)	(D) (E)	

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 ワンワールドワンファミリーホーム

(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計 (A)			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
その他経費計	0		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計 (B)		0	0
当期経常増減額 (A) - (B)			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0		
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0		0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			2,200,000
次期繰越正味財産額	0		2,200,000

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ワンワールドワンファミリーホーム

(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金 受取寄附金			
3. 受取助成金等 受取民間助成金		4,000,000	4,000,000
4. 事業収益 事業収益		11,000,000	11,000,000
5. その他収益 受取利息 雑収益			
経常収益計 (A)			15,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬		0	
給料手当		9,600,000	
法定福利費		500,000	
福利厚生費		60,000	
従業員賞与		600,000	
人件費計			10,760,000
(2) その他経費			
会議費		10,000	
旅費交通費		50,000	
減価償却費		200,000	
食材費		1,600,000	
消耗品費		800,000	
水道光熱費		270,000	
地代家賃		1,000,000	
保険料		100,000	
その他経費計		4,030,000	
事業費計			14,790,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当		540,000	
人件費計			540,000
(2) その他経費			
会議費		10,000	
旅費交通費		30,000	
消耗品費		90,000	
減価償却費		40,000	
その他経費計		170,000	
管理費計			710,000
経常費用計 (B)			15,500,000
当期経常増減額 (A) - (B)			△ 500,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			△500,000
法人税、住民税及び事業税			72,000
当期正味財産増減額			△572,000
前期繰越正味財産額			2,200,000
次期繰越正味財産額			1,628,000